

日本私立学校振興・共済事業団
の助成業務に関する平成28年度計画

平成28年10月31日
日本私立学校振興・共済事業団

日本私立学校振興・共済事業団の助成業務に関する平成 28 年度計画

日本私立学校振興・共済事業団法（平成 9 年法律第 48 号）第 26 条の規定により、平成 25 年 3 月 28 日付け 24 受文科高第 3568 号で認可を受けた日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）の助成業務に関する中期計画に基づき、平成 28 年度の業務運営に関する計画を次のとおり定める。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 私立大学等に対する補助事業

- (1) 補助金の適切な配分を行うため、以下の取組を行う。
 - ① 大学教育の質的転換や、特色を発揮して地域の発展を重層的に支える大学づくり、産業界や国内の大学等と連携した教育研究、グローバル化など、組織的・体系的に取り組む大学改革を支援するための重点配分を行う。
 - ② 定員超過大学等の定員充足状況に応じた減額を強化する。
 - ③ 2020 年度（平成 32 年度）以降の 18 歳人口の急激な減少を見据え、経営改革や地域発展に取り組む私立大学等に対して、重層的に支援する。
 - ④ 東日本大震災の被災地にある大学等の安定的な教育環境の整備や授業料減免等への支援を引き続き行う。
- (2) 補助金の適正な申請及び使用を周知徹底するため、以下の取組を行う。
 - ① 参加者の習熟度やニーズ等に応じたコース別の説明会を 6 回以上実施する。
また、会計検査院実地検査における指摘例をもとに、申請ミスが発生要因を分析し再発防止に向けた説明内容を充実する。
なお、説明内容の理解度等に関するアンケートを実施し、理解度 90% 以上を目指す。
 - ② 配分方法の変更点や申請上注意すべき点等について説明会のほか、電子窓口、私学関係団体の研修会及び広報誌などを通じて学校法人に対して注意を喚起する。
 - ③ 大学等の補助事業の実施状況について実地調査を行うとともに申請事務等の指導・助言を行う。
なお、「私立大学等改革総合支援事業」に係る調査を引き続き文部科学省と協力して実施する。
- (3) 申請書の記入例や Q & A を充実するなど、調査票の様式や記入要領等の見直しを行う。

2 学校法人等に対する貸付事業

- (1) 学校法人等の資金需要を踏まえ、適宜貸付対象となる事業、貸付条件の見直しを行う。また、貸付財源の安定的確保に努める。

① 貸付事業の利用促進方策として以下の取組を行う。

ア 借入希望のアンケート調査や融資利用に関するアンケート調査などにより、今後の借入ニーズを把握し、貸付条件の見直しを引き続き検討する。

イ 施設整備計画がある学校法人等を積極的に訪問し、新たに創設した耐震化事業及び従来からある老朽施設の整備事業に対する利子助成制度を活用した融資の利用促進を図る。

ウ 平成28年度以降に借入を希望又は検討している学校法人等に対し、個別の相談会を実施し、必要に応じて与信審査の向上を図るため現地訪問を実施する。

エ ホームページ等を活用して貸付制度の周知を図る。

② 貸付事業の利用を促進するため、融資に係る体制等の整備を行い、新たな融資先を開拓するなど融資促進活動の充実と強化を図る。

③ 学校法人のニーズを踏まえ、現行融資制度に沿った繰上償還の受入れや返済期間を短縮した貸付けも引き続き活用する。

(2) 貸付事業の安定的な運営を図るため、以下の取組を行う。

① 与信審査における事業の適切性、資金計画の妥当性、償還の確実性並びに担保物件及び保証人の妥当性の検証を行うとともに、諸データの活用により与信審査の向上に努める。

② 貸付先法人の信用格付の変化をモニタリングし、早期に経営状況等の変化を把握するとともに法人を訪問し、ヒアリングを行うなど対応策を講じることにより滞納の抑止に努める。

また、返済期日に入金のない貸付先法人には、電話、文書、面談、実地調査などによる督促を迅速に行い、3か月以上の延滞債権の発生を抑え、早期の滞納解消・回収に努める。

③ 長期滞納法人、貸出条件緩和法人及び将来不良債権化が予測される法人に対して、弁護士等の助力を得るとともに私学経営情報センター等との連携を図り、債権の保全・回収に努める。

④ 平成28年度末の貸付残高に占めるリスク管理債権*の割合を3.0%以下とする。

なお、リスク管理債権の割合を算定するに当たっては、東日本大震災により格付されたリスク管理債権を除くこととする。

* リスク管理債権とは、破綻先債権額及び6か月以上の延滞債権額に、3か月以上の延滞債権額及び貸出条件緩和債権額を加えた合計をいう。

3 学校法人等に対する経営支援・情報提供事業

(1) 学校法人の経営改善及び教育改革に向けた支援として、以下の取組を行う。

① 学校法人の経営状態について、経営判断指標などにより、詳細なモニタリングを定期的に行う。

- ② 経営相談、講師派遣、面談、電話など様々な手段を活用して、質問への回答、事例の紹介、経営改善方策の提案等を積極的に行う。なおその際には、私学経営に関する専門知識を持った弁護士・公認会計士等の人材を登録・管理し、学校法人の要望に応じて「専門家人材バンク」を積極的に活用する。
 - ③ 附属病院経営に関する相談に対応するため、実務経験者からノウハウを蓄積し、附属病院の実態を把握するためアンケートを行うなどして、相談体制を充実する。
 - ④ 文部科学省と連携して経営困難な学校法人に対して、積極的に経営相談を実施する。経営相談にあたっては、経営状態に応じて分類し、重要度と緊急度を考慮して、相談回数を増やすなど対応を強化する。
 - ⑤ 教育改革に向けた支援として、事例の紹介、FD・SD支援を実施する。
- (2) 学校法人の経営改善計画の作成支援及び進捗状況のフォローアップについては、次のような取組を行う。
- ① 学校法人が自ら経営上の問題点を見つけられる自己診断チェックリスト等の見直しと充実を図る。
また、改正学校法人会計基準に対応した経営判断指標の利用促進を図るため、利用ガイドを作成し、リーダーズセミナー等において活用方法を説明する。
 - ② 経営困難な学校法人が自主的に経営改善計画を作成するにあたり、専門的知見を活用しつつ作成を支援するとともに、定期的なヒアリング等で進捗状況のフォローアップを行う。
- (3) 学校法人の経営改善や教育改革に資するため、私立学校の教育及び経営に関する各種情報の分析・提供の充実を図る。
- ① 私立学校の教育及び経営に関する情報を収集する。特に教学改革等の事例については「大学ポートレート(私学版)」から情報を収集する。
 - ② 収集した情報の分析を行い、その結果をホームページ等へ掲載し提供するとともに、これらに関するセミナー等を学校法人に対して実施する。
 - ア 「私学情報提供システム」の利用方法やデータ分析などの活用に関する説明を講演会などで行い、利用促進を図る。
 - イ 大学、短期大学のリーダーを対象とするリーダーズセミナーを2回実施する。大学対象のセミナーについては、募集定員を60名以上とする。
 - ウ 学校法人の将来を担う若手職員を対象に、経営人材の育成を目的としたスタッフセミナーを2回実施する。
 - エ 学校法人の経営改善に資するため、刊行物等によって以下の情報提供を行う。
 - ・今日の私学財政
 - ・私立大学・短期大学等入学志願動向
 - ・私学経営情報
- (4) 「大学ポートレート(私学版)」の利用促進を図るため、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構と連携して広報活動を行う。

(5) 改正学校法人会計基準に対応する措置を以下のとおり講じる。

- ① 「私学情報提供システム」などのシステム開発を行う。
- ② 「今日の私学財政」において、改正学校法人会計基準に対応した財務比率の解説を行う。

4 受配者指定寄付金事業

(1) 受配者指定寄付金制度の利用促進に向けて以下の取組を行う。

- ① ホームページ、広報誌等に制度に関する情報を掲載する。
- ② 学校法人の募金活動を支援するためのリーフレットを作成し、学校法人、都道府県主管課等に配布する。
- ③ 幼稚園から高等学校までの学校を設置する学校法人に対して、制度を周知するためのリーフレットを作成し配布するほか、ホームページ等で公表する。
- ④ 学校法人の募金活動を支援するため、学校法人が取り組む寄付金募集に関する情報を収集し、その内容を「寄付金ポータルサイト」で公表する。

5 学術研究振興基金事業

(1) 学術研究振興資金制度の見直しや周知について、以下の取組を行う。

- ① 社会のニーズや学術研究に貢献する研究に対する助成金として「学術研究振興資金」と「若手研究者奨励金」を交付するため、採択基準の適時適切な見直しを行うとともに、より適切な審査を行うため、選考審査書類の改善を図る。
- ② 広く一般の研究者等に対しホームページ等で研究成果を公開するとともにホームページや広報誌等において公募案内を掲載する等、制度の周知を図る。
- ③ 選考審査の客観性及び透明性を確保するため、採択基準、応募状況、採択状況を引き続きホームページにより公表する。
- ④ 「若手・女性研究者奨励金」の事業について、資金交付の充実を図るため、交付に必要な寄付金獲得の方策として、リーフレット作成や企業訪問等を行い、制度の周知及び寄付金募集に取り組む。

(2) 経済界、私学関係者等広く一般に学術研究振興基金への理解と協力を得て、基金の増額を図るため、事業団ホームページや広報誌の活用、募金趣意書の配布などにより広報活動の強化に努める。

6 事業に関する情報開示

(1) 私立大学等経常費補助金、受配者指定寄付金及び学術研究振興資金の交付先等の事業に関する情報については、ホームページ等を活用した積極的な情報開示を行う。

(2) 公表すべき資料については、速やかに開示するとともに、原則として開示と同時にホームページに掲載する。

II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 効率的な業務運営体制の確立

私学を取り巻く経営環境の変化に伴い、経営相談の充実及び学校法人の経営基盤の整備に対する重点的支援が求められ、事業団の機能の充実が一層重要になっている。経営相談、融資及び補助金業務の充実を図るとともに効率的かつ機能的な組織運営を推進するため、必要に応じて組織編成、人員配置の見直しを行う。

2 経費等の縮減・効率化

一般管理費、総費用については、以下の取組を行い、効率化に努める。

- (1) 予算の執行状況を定期的に精査し、効率的執行に努める。
- (2) 貸付財源の調達について、調達日と貸付日との期間を短縮し、借入金利息の軽減に努める。
- (3) 一般競争入札により、調達価格の削減に努める。
- (4) 節電行動計画を策定し、使用電力の削減に努める。

3 契約の適正化

契約の適正化について、以下の取組を行う。

- (1) 真にやむを得ないものを除き、原則として一般競争入札によることとする。
- (2) 契約状況について、毎月、監事による監査を受ける。
- (3) 契約状況について、引き続きホームページに公表する。

4 内部統制の充実・強化

理事長のリーダーシップの下、法令等を遵守しつつ業務を行い、事業団の公共的使命及び中期目標等の達成を効率的に果たすため、以下の取組により、内部統制の充実・強化を図る。

- (1) 法人のミッションの周知徹底

中期目標・中期計画を踏まえた事業団としてのミッションを効率的に果たすため、理事会、運営審議会、執行役員会議等における審議内容について、全職員に対して周知徹底を図る。

- (2) 外部監査の実施

監事監査、監査室による内部監査に加えて、会計監査人による外部監査を引き続き実施し、業務の適正かつ効率的な運営を確保するとともに、財務諸表の適正性及び信頼性を高める。

- (3) 内部監査の充実・強化

内部監査については、監事監査と連携を保ちながら、中期計画に基づき定期監査を実施する。実施にあたっては、重点事項を定めて業務運営の実状を調査のうえ、業務の効果的かつ効率的執行及び会計経理の適正を図るために必要な助言等を行い、助言を行った事項についてはその措置状況を検証する。

(4) リスク管理・進捗管理

リスク管理・進捗管理に努めるため、以下の取組を行う。

- ① 業務の円滑な運営及び損失の最小化を図るため、各部署へのヒアリングを実施し、リスク因子の把握や発生原因の分析を行う。その結果をもとに、リスク管理委員会においてリスクの評価、当該リスクへの対応策の取りまとめ、対応策の推進状況の点検について検討・審議し、リスクの顕在化防止及び危機対応等を行う。
- ② 事業団の公共的使命や中期目標の達成に努めるため、年度計画が適正に行われているか、業務の進捗管理を行う。

(5) 情報セキュリティの維持・改善

管理する情報の安全性向上のため、情報セキュリティの維持・改善に努めることとし、以下の取組を行う。

- ① 政府機関統一基準の改訂に基づき、事業団情報セキュリティポリシーの見直しを図る。
また、セキュリティポリシー実施手順書において、緊急の対応を要する情報セキュリティに係る障害等の発生が想定される場合の具体的手順を規定化する等見直しを図る。
- ② 情報セキュリティ対策を適切に実践するため、情報セキュリティ研修等を通じて、役職員の情報セキュリティに対する理解を深める。

Ⅲ 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

1 収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現

- (1) 収支計画を作成し、当該収支計画に沿った適切な運営に努める。
- (2) 刊行物の販売収入等の自己収入の確保に努める。

2 財務内容の管理・運営の適正化

- (1) 事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を予算配分や業務運営の効率化に反映させる。
決算情報・セグメント情報の公表内容の充実を図る観点から、平成27事業年度決算内容のダイジェスト版及び財務状況の経年推移を作成し公表する。
また、公認会計士による監査の実施後、平成27事業年度独立監査人による監査報告書をホームページに公表する。
- (2) 財務状態の健全性を確保するため、債権の適切な回収を図ることなどにより収支状況の改善に努める。特に、信用リスクに備えるため、適正な貸倒引当金の設定を行う。

3 人件費・管理運営の適正化

経営相談、融資及び補助金業務の充実を図るとともに、業務の効率的執行により、引き続き人件費・管理運営の適正化に努める。

4 予算

別紙1

5 収支計画

別紙2

6 資金計画

別紙3

IV 短期借入金の限度額

短期借入予定なし

V その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 施設・設備に関する計画

別紙4

2 人事に関する計画

- (1) 人事異動基本方針に基づき、職員の適性、各部署の業務の円滑な執行、当面の課題への取組などを十分考慮した人員配置を行う。
- (2) 文部科学省文教団体職員採用試験の活用のほか、多様な方法により優れた人材の確保に努める。
- (3) 今後の事業団に必要な人材を育成するという観点に立った工夫を加えつつ、研修実施要領に基づき、一般研修として管理職研修、係長・主任研修、新入職員研修、人事院式監督者研修等を、専門研修として実務研修、派遣研修を引き続き実施する。

3 研修等助成に関する計画

私立学校教育の振興上必要と認められる教職員の研修等に対する助成事業の充実に努める。

4 中期目標期間を超える債務負担

なし

予 算
平成28年度予算
日本私立学校振興・共済事業団(助成勘定)

(単位:百万円)

区 分	補助事業	貸付事業	経営支援・情報提供事業	受配者指定 寄付金事業	学術研究振興 基金事業	勘定共通	合 計
収入の部							
政府出資金	—	—	—	—	—	—	—
借入金	—	66,600	—	—	—	—	66,600
うち教育環境充実資金に係る借入金	—	2,000	—	—	—	—	2,000
貸付回収金	—	59,692	—	—	—	—	59,692
うち教育環境充実資金に係る貸付回収金	—	—	—	—	—	—	—
貸付金利息	—	6,951	—	—	—	—	6,951
預金利息	—	1	—	—	—	—	1
国庫補助金	321,430	—	—	—	—	—	321,430
受入寄付金	—	—	—	14,000	—	—	14,000
受入基金	—	—	—	—	5	—	5
基金受取利息	—	—	—	—	99	—	99
雑収入	—	—	—	—	—	6	6
計	321,430	133,245	—	14,000	104	6	468,787
支出の部							
貸付金	—	70,200	—	—	—	—	70,200
うち教育環境充実資金に係る貸付金	—	2,000	—	—	—	—	2,000
借入金償還(注1)	—	46,445	—	—	—	—	46,445
うち教育環境充実資金に係る借入金償還	—	—	—	—	—	—	—
借入金利息(注1)	—	6,285	—	—	—	—	6,285
私学振興債券償還	—	8,000	—	—	—	—	8,000
債券利息	—	574	—	—	—	—	574
助成金	—	—	—	—	—	261	261
交付補助金	321,430	—	—	—	—	—	321,430
配付寄付金(注1)	—	—	—	14,000	—	—	14,000
学術研究振興費	—	—	—	—	100	—	100
人件費	204	207	259	32	17	418	1,140
一般管理費	24	25	28	3	2	81	167
業務経費	125	197	322	51	14	—	711
施設整備費	3	2	5	0	0	10	24
厚生年金勘定へ繰入	—	—	—	—	—	131	131
雑支出(注1)	—	—	—	—	—	—	—
計	321,788	131,939	616	14,088	135	904	469,472

(注1) 貸付回収金・貸付金利息・受入寄付金・雑収入(補助金に係るもの)の収入金額が予算額に比して増加するときは、その増加する金額を限度としてそれぞれ借入金償還・借入金利息・配付寄付金・雑支出(補助金に係るもの)の支出に充てることができる。

(注2) 百万円未満の端数を切り捨てているため、各欄積算と合計欄の数字が一致しないことがある。

収 支 計 画
平成28年度収支計画
日本私立学校振興・共済事業団(助成勘定)

(単位:百万円)

区 分	補助事業	貸付事業	経営支援・情報提供事業	受配者指定寄付金事業	学術研究振興基金事業	勘定共通	合 計
費用の部							
経常費用							
業務費	321,778	7,387	502	14,062	135	—	343,865
交付補助金	321,430	—	—	—	—	—	321,430
借入金利息	—	6,326	—	—	—	—	6,326
債券利息	—	571	—	—	—	—	571
配付寄附金	—	—	—	14,000	—	—	14,000
学術研究振興費	—	—	—	—	100	—	100
貸倒引当金繰入	—	94	—	—	—	—	94
業務経費	347	394	502	62	35	—	1,342
一般管理費	24	25	28	3	2	546	632
雑損	—	—	—	—	—	—	—
費用の部計	321,802	7,413	530	14,066	137	546	344,497
収益の部							
経常収益							
補助金等収益	321,430	—	—	—	—	—	321,430
貸付金利息	—	6,995	—	—	—	—	6,995
寄附金収益	—	—	—	14,000	100	—	14,100
財務収益	—	1	—	—	—	—	1
雑益	—	—	—	—	—	6	6
臨時利益							
前期損益修正益	—	0	—	—	—	—	0
収益の部計	321,430	6,998	—	14,000	100	6	342,535
税引前当期純損失	372	414	530	66	37	540	1,962
法人税、住民税及び事業税	—	—	—	—	—	0	0
当期総損失	372	414	530	66	37	540	1,962

(注)百万円未満の端数を切り捨てているため、各欄積算と合計欄の数字が一致しないことがある。

資金計画

平成28年度資金計画

日本私立学校振興・共済事業団(助成勘定)

(単位:百万円)

区 分	補助事業	貸付事業	経営支援・情報提供事業	受配者指定 寄付金事業	学術研究振興 基金事業	勘定共通	合 計
資金支出							
業務活動による支出	321,773	131,896	450	14,060	134	478	468,794
交付補助金支出	321,430	—	—	—	—	—	321,430
貸付による支出	—	70,200	—	—	—	—	70,200
長期借入金の返済による支出	—	46,445	—	—	—	—	46,445
借入金利息支出	—	6,285	—	—	—	—	6,285
私学振興債券の償還による支出	—	8,000	—	—	—	—	8,000
債券利息支出	—	574	—	—	—	—	574
受配者指定寄付金の配付による支出	—	—	—	14,000	—	—	14,000
学術研究振興費の交付による支出	—	—	—	—	100	—	100
人件費支出	193	196	245	30	16	397	1,080
その他の業務支出	149	194	204	29	17	81	677
投資活動による支出	3	31	151	26	0	10	225
有形固定資産の取得による支出	3	2	5	0	0	10	24
無形固定資産の取得による支出	—	28	146	25	—	—	200
財務活動による支出	—	—	—	—	—	392	392
助成金の交付による支出	—	—	—	—	—	261	261
厚生年金勘定へ繰入れによる支出	—	—	—	—	—	131	131
計	321,777	131,927	602	14,086	134	881	469,412
翌年度への繰越金	△ 347	2,533	△ 602	13,379	86	△ 875	14,174
資金収入							
業務活動による収入	321,430	133,245	—	14,000	98	6	468,780
国庫補助金収入	321,430	—	—	—	—	—	321,430
貸付金の回収による収入	—	59,692	—	—	—	—	59,692
貸付金利息収入	—	6,951	—	—	—	—	6,951
長期借入による収入	—	66,600	—	—	—	—	66,600
受配者指定寄付金の受入による収入	—	—	—	14,000	—	—	14,000
基金利息の受取額	—	—	—	—	98	—	98
その他の業務収入	—	0	—	—	—	6	7
利息の受取額	—	1	—	—	—	—	1
財務活動による収入	—	—	—	—	5	—	5
民間出えん金の受入による収入	—	—	—	—	5	—	5
政府出資金の受入による収入	—	—	—	—	—	—	—
計	321,430	133,245	—	14,000	103	6	468,785
前年度よりの繰越金	—	1,216	—	13,466	118	—	14,800

(注)百万円未満の端数を切り捨てているため、各欄積算と合計欄の数字が一致しないことがある。

別紙4

施設・設備に関する計画

平成28年度施設・設備計画
日本私立学校振興・共済事業団(助成勘定)

(単位:百万円)

施設・設備の内容	金額	備考
事務所建物改修工事	24	—